

(案)

愛媛県立図書館に係る広告ポスター掲示契約書

愛媛県立図書館長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、愛媛県立図書館における広告ポスター (以下「広告」という。) の掲示について、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(業務の内容)

第2条 乙は、別紙愛媛県立図書館広告実施要領に基づき、愛媛県立図書館において広告を掲示し、甲に対しその対価を支払う。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって前項の広告の掲示に係る業務 (以下「業務」という。) を行わなければならない。

(契約金額及び契約期間)

第3条 契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税の金額 円)
- (2) 契約期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日

(契約保証金)

第4条 乙は、前条第1項第1号に定める契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払わなければならない。ただし、愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。) 第154条に該当する場合は免除する。

(契約金の納付方法)

第5条 乙は、契約金額を甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、前項の規定により納付期限までに契約金を納付しないときは、当該未払額につき、延滞日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(業務の遂行が困難となった場合の措置)

第6条 乙は、業務の遂行が困難となり、又はそのおそれが生じた場合には、速や

かにその旨を甲に申し出なければならない。

(協議による契約の解除)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月29日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第9条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の場合において、乙に生じた損害について、甲はその責を負わないものとする。

(乙の解除権)

第9条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(契約金の返還)

第 10 条 納付のあった契約金は返還しないものとする。ただし、返還することが適当であると甲が認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において還付する金額は、日割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 13 条 乙は、この契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の費用等)

第 14 条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除の後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(危険負担)

第 17 条 この契約を締結した後、広告の掲示開始日までに甲乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、松山地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約書に定めのない事項については、会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

平成 31 年 4 月 1 日

愛媛県松山市堀之内

甲 愛媛県立図書館長

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方

法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。